

令和7年度 第1回大町市水道事業等経営審議会 議事録

日時 令和7年9月26日(金)
午後1時30分から
場所 大町市役所 東中会議室

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 大町市水道事業等経営審議会について 【資料1】
- 6 諮問
- 7 審議事項
 - (1) 審議日程及び審議会の公開内容について 【資料1】
 - (2) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料について
 - ① 大町市の下水道事業概要について 【経営戦略】
 - ② 大町市の下水道事業の経営状況について 【資料2】
 - ③ 大町市の下水道使用料の算定について 【資料3・4・5】
- 8 その他
 - (1) 次回開催日について(令和7年10月20日(月))
 - (2) その他
- 9 閉会

【出席者】

○牛越市長

○出席委員(敬称略) 8名

塩入博仁 中山晴隆 竹本明信 北澤貴美子 小林治男 松田邦正 川井伸夫
佐藤勝利

○欠席委員(敬称略) 6名

太谷裕彦 降幡順治 細井 忠 内山重喜 大厩一裕 曾根原光重

○事務局

平林建設水道部長 海川上下水道課長 佐藤課長補佐兼企画係長
降籬課長補佐兼経理係長 今溝施設係長 松下施設係企画員 丸山企画係主査
宮下経理係主任 土屋経営係主事

《開会 午後1時30分》

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 大町市水道事業等経営審議会について

課長：続きまして、5 大町市水道事業等経営審議会について。今回、新たに就任された委員さんもありますので、当審議会について、事務局よりご説明申し上げます。

企画係長：当審議会につきましてご説明いたします。資料1をご覧ください。大町市水道事業等経営審議会条例でございます。第1条は設置について、でございます。第2条は任務について、でございます。第2条、審議会は、水道事業及び下水道事業等の管理者の権限を行う市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する、となっております。

- (1) 上下水道事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金及び簡易水道料金に関する事項
- (3) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項
- (4) その他管理者が必要と認める事項 となっております。

今回の審議会では、この後、市長より諮問を申し上げますが、下水道事業の使用料と、水道事業に関する重要な事項及び料金に関しましてご審議いただくこととなります。

第3条は組織でございますが、委員は15人以内で組織するとなっております。

- (1) 公共的団体等の代表者 ということ、11名の方をお願いいたしております。
- (2) 識見を有する者 ということ、3名の方をお願いいたしております。
- (3) 公募による市民等 となっておりますが、昨年度、応募がありませんでしたので、今回は選出されておられません。

第4条は任期でございますが、任期は3年となっております。しかし、各団体の任期等により代わった場合は、前任者の残任期間となっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。なお、今回の任期満了日は令和9年3月21日となっております。

第5条は、会長について、でございます。会長につきましては、委員の中から互選によって選出されることとなっております。昨年度の第1回審議会において、松田さんに会長を受けていただいております。また、3項でございますが、会長に事故があるときは会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するということ、職務代理を設けることになっており、内山委員に受けていただいております。

第6条は会議でございますが、審議会につきましては、会長が会議の議長となることとなっております。2項には委員の過半数が出席しなければ開くことができない、とされております。今回8名ということで過半数以上となり、会議は成立となります。

第7条については関係者の出席、第8条につきましては庶務でございますが、庶務は、建設水道部上下水道課が行うとなっております。以上でございます。

課長：ただいまの件につきまして、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(質問等なし)

6 諮問

それでは、6 諮問になります。市長より、会長に諮問をしていただきます。それでは牛越市長、会長、正面にお願いいたします。

牛越市長：申し上げます。大町市水道事業等経営審議会会長 松田邦正 様。

市長名でございます。大町市水道事業等について諮問。大町市水道事業等経営審議会条例、平成6年条例第14号第2条の規定により、下記につきまして、貴審議会の意見を求めます。

1、公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関すること。

2、水道事業と公営簡易水道事業の統合及び水道料に関すること。

以上でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

課長：ただいま、市長より諮問をいただきました。委員の皆様には、諮問の写しをお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。この後、市長につきましては他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市長退席)

課長：それでは、7 審議事項になります。審議につきましての進行は、条例第6条により、会長に進めていただきます。それでは、会長お願いいたします。

7 審議事項

会長：本日欠席者が多いわけですが、定数を満たしておりますので、ここから審議に入りたいと思っております。それぞれ説明の後、ご質問をお受けいたしますので、不明な点等ございましたら、ご質問をしていただきたいと思います。それでは、(1) 審議日程及び審議会の公開内容について、説明をお願いします。

企画係長：それでは、(1) 審議日程及び審議会の公開内容につきましては、資料1の3ページをご覧ください。令和7年度は、2つの諮問についてご審議いただきます。まずは、諮問1の下水道事業の使用料について。本日を含め3回審議を重ね、11月下旬に答申をいただく予定としております。内容につきましては、本日が第1回目となり、次第のとおり、審議日程から使用料について事務局で説明し、第2回目まで審議を重ね、第3回目まで答申案について審議していただく予定でございます。

次に、諮問2の水道事業と公営簡易水道の統合及び水道料についてですが、令和4年度の簡易水道経営審議会や、昨年度水道事業経営審議会にて答申をいただきました、両事業の統合等の方向性について、下水道事業の審議がある程度まとまった段階で、まとまるのがおそらく第3回目ぐらいになると思っておりますので、ここから令和8年度にかけて審議をする

予定としております。基本的にはこの案を進めてまいります。諮問2の審議につきましては、資料等の作成がこれからになりますので、日程等の変更や、必要に応じて開催回数は増減することがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、資料1の4ページをご覧ください。大町市水道事業等経営審議会の情報公開についてご説明いたします。大町市が設置する審議会の公開内容に関しましては、統一したルールはなく、それぞれの審議会で判断することとなっております。従いまして、当審議会につきましては、大町市情報公開条例第7条第4項に基づき、情報公開につきましては、前回令和6年度に開催した水道の審議会と同じ取扱いと考えております。まず1番目、第三者の審議会の傍聴についてでございますが、「誰でも全ての審議会の傍聴を認める、しかし、審議事項における傍聴は認めない」としてしております。2番目として、「審議資料・議事録等の文書の公開時期について」でございますが、これについては、公文書公開請求があった場合ですが、審議途中は公開せず、答申終了後、すべてを公開するとしております。3番目として、議事録の公開内容についてでございますが、これにつきましては、「委員名を仮名にして表記する」、ということで、A委員、B委員、というように表記するものでございます。以上、3つの項目につきましてご説明いたしましたが、水道事業等経営審議会の公開内容につきまして、このような取り扱いとしてまいりたいと考えております。なお、議事録作成にあたっては、毎回の審議会終了後、事務局で議事録(案)を作成し、委員の皆様へ送付して内容をご確認いただき、加筆・修正等の意見を出していただいた上で正式な議事録にし、次回審議会の冒頭で了承をいただく予定でございます。資料の5ページに参考として、大町市情報公開条例の抜粋などを掲載してありますので、お読みいただければと思います。説明は以上でございます。

会長：ただいま、審議日程及び審議会の公開内容について説明がございました。ここで何かご質問はございますか。

(質問等なし)

会長：続きまして、(2) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料について、①から③の審議事項がございました。最初に①大町市の下水道事業概要について説明をお願いします。

事務局：それでは、皆様のお手元に別冊でお配りしてございます大町市下水道事業経営戦略にてご説明させていただきます。

それでは、2ページをお開きください。第2章、現状という項目になります。1番、下水道事業の概要ということでご説明をさせていただきます。大町市におきましては、「公共下水道事業」、「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」、そして、小規模集合排水処理事業の4つの事業を現在行っているところでございます。「公共下水道事業」は、主に市街地を対象に、汚水を排除・処理する下水道となります。また、「特定環境保全公共下水道事業」、こちらにつきましては、市街地以外の農村部におきます生活環境の改善ですとか、自然公園区域内の水質保全のために汚水を排除・処理する下水道でございます。「農業集落排水事業」につきましては、農村地域を対象にしております。公共下水道と同じように、生活環境の向上、あるいは、農業用水の水質保全などを目的にしたものでございます。

「小規模集合排水処理事業」は、さらに小規模な地域を対象にしている処理施設となっております。こういった4つの事業に取り組んでおりまして、それぞれ分流式による排除方式を採用しております。下水処理といいますと汚水、雨水とあるんですが、大町市の場合、汚水のみをの形をとっております、雨水につきましては、水路等から直接、河川等に放流しております、汚水のみを処理しているものとなっております。これらの整備区域以外につきましては、合併浄化槽による個別処理区域として汚水処理に取り組んでおり、公共用水の水質保全等に努めているところでございます。

続きまして、2の事業の現況でございます。まず1つ目、公共下水道事業でございます。こちらは、先ほどもご説明いたしましたように、市街地を中心に、社地区の北部も含めました「大町処理区」として、全体計画面積821ヘクタールを有しております、当市の下水道事業の根幹となっております。資料の36ページ以降に下水道処理区域のエリアマップをつけてございますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。こちらの大町処理区につきましては、平成2年度から本管工事と処理場であります「大町浄水センター」の建設を進めまして、平成9年3月から一部供用開始をしております。平成22年度までには主な管渠整備が終わっております、現在は、宅地造成等による管渠整備や公共枿の設置等を行っているところでございます。今後につきましては、建設から年数が経っているというところで、令和2年度におきまして、ストックマネジメント計画を策定しており、それに基づきまして施設の耐震化、機械設備等の更新、また管渠につきましても点検調査を進め、更生工事等を進めていく必要があるというところでございます。

次に(2)特定環境保全公共下水道事業でございます。こちらの事業につきましては、2つの処理区を持っております。1つは「仁科三湖処理区」で、先ほどの「大町処理区」の北側から木崎湖周辺になりますけども、こちら、全体計画面積40.2ヘクタールとして、平成11年度に本管工事に着手しまして、平成19年度には、主な工事を終えているところでございます。こちらの汚水は、「大町処理区」と管渠でつながっております、大町浄水センターにて処理を行っております。

もう1つは、常盤地区を対象とした「常盤処理区」がございまして、全体計画面積422ヘクタールとして、平成5年に工事着手し、区域内の管渠整備を行い、平成12年10月から供用開始をしているところでございます。こちらの処理場につきましては、松川村と共同設置をしております「松川浄水苑」にて汚水の処理をしております。松川浄水苑の建設や維持管理等は、松川村さんが事業主体となっております、大町市においては、施設の維持管理、あるいは建設工事等にかかる費用の43%を負担しているという状況でございます。こちらの処理場につきましても大町浄水センターと同様に、ストックマネジメント計画を策定し、今後、施設や設備の更新に取り組んでいく予定でございます。

3ページにまいりまして、農業集落排水事業でございます。こちらの事業には、社南部処理区、八坂地区に切久保、野平、舟場の4つの処理区。また、小規模集合排水事業として明野、野平南の2つの処理区がございまして、それぞれ施設によって建設年度は異なっておりますが、農業集落排水施設として一括で維持管理を行っているところでございます。また、昨今、下水道施設の統廃合ということで、国の方でも言っているところでございますが、当市におきましては、現在、社南部処理区につきまして、隣接する池田町さんの公共下水道との統合接続に向けて協議を進めているところでございます。

4ページには、先ほどご説明をいたしました各施設の状況等をまとめたものがござい

す。令和5年度末時点のものでございますが、後程ご覧をいただければと思います。簡単ではございますが、私の方から下水道事業の概要についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。ただいま、大町市の下水道事業概要について説明がございました。この点について皆さんの方から何かご質問はございますか。

(質問等なし)

会長：続きまして、大町市の下水道事業の経営状況について説明をお願いします。

事務局：それでは、下水道事業の経営状況について説明をさせていただきます。お手元の「審議会資料2 令和7年度大町市水道事業等経営審議会(参考資料)」をご覧ください。本資料では、公営企業会計の会計基礎についての説明から、専門用語についての用語集をまとめております。今回は審議会の時間に限りがありますことから、「公営企業会計の予算について」と「令和6年度公共下水道事業決算状況について」の説明のみさせていただきます。

まず、公営企業会計の予算のしくみについてご説明いたしますので、3ページ「公営企業会計の予算について」をご覧ください。(1) 収益的収支と資本的収支とは、公営企業会計では、予算の構成上、「収益的収支」と「資本的収支」の二本立てとなっております。それぞれの特性を端的に述べますと、収益的収支は「現在のために使うお金」であり、資本的収支は「将来のために使うお金」であると言えます。はじめに、現在のために使うお金、収益的収支をご覧ください。下水道施設を動かして汚水を処理することは、現在の人々のために行っていることであり、それに伴う維持管理費や、減価償却費は収益的収支に分類されます。また、現在下水道を使用している皆様からいただいている下水道使用料収入も、収益的収支であると言えます。次に、将来のために使うお金、資本的収支をご覧ください。「将来」というのは、1年後2年後の「すぐ先」から、子供や孫の世代の「ずっと先」までを言い、下水道施設の整備・改良に使うお金が挙げられます。整備された下水道施設は、今後長期間に渡って汚水処理を行っていくからです。また、これらの施設の整備・改良のために借り入れた企業債による収入や、その償還金も資本的収支に分類されます。では、予算をなぜ二本立てにするのか、ですが、下水道施設の整備・改良には多額の資金を必要とします。その改良に要した経費を建設した年度に一括して費用にしてしまうと、その年度だけ巨額の赤字が発生することとなり、1年間の正確な利益が算出できません。このため、1年を超えて将来のために使うお金を資本的収支として整理し、現在のために使うお金である収益的収支とは区別することが、地方公営企業の経理において重要な決まりになっています。

それでは、ページ戻りまして、2ページ下段「決算について」をご覧ください。「令和6年度決算はどうだったの？」の部分となりますが、令和6年度の大町市公共下水道事業会計の決算についてですが、日々の経済活動に必要なお金を意味する収益的収支においては、約10億4,700万円の収益に対し、約9億1,300万円の費用が掛かりました。差し引いた当年度純利益は約1億3,400万円となっております。一方、下水道施設の建設・改良を行ったり、借金を返済したりするためのお金(資本的収支)は、財源として

約5億4,400万円の収入に対して約7億8,300万円の支出があり、収支の不足額については貯金等を取り崩すなどして補填を行いました。

続きまして、5ページから8ページ「公共下水道事業の収入と支出について」をご覧ください。先ほどの、決算についての収支内訳を示したものとなります。はじめに、5ページの収益的収入についてですが、割合を大きく占めるものは、一般会計からの繰入金となっており、収入全体の約4割を占めております。次に大きいものは下水道使用料で、約3割を占める状況となっております。

次に、6ページ、収益的支出についてですが、支出全体の約6割を占めるのは減価償却費となっており、次に大きいものは、施設の維持管理費で約24%となっております。

次に、7ページ8ページをご覧ください。7ページ、資本的収入の説明をいたします。資本的収入につきましては、建設改良工事等の財源となる部分でございます。全体の7割を占めているものは、企業債（借金）となっております。次に一般会計からの繰入金、国からの国庫補助金となっております。

8ページをご覧ください。資本的支出につきましては、建設改良工事や企業債（借金）の返済を行っている部分でございます。全体の約9割を企業債（借金）償還が占めている状況となっております。以上、簡単ではございますが、大町市の下水道事業の経営状況の説明を終わります。

会長：ただいま、大町市の下水道事業の経営状況について、説明がございました。これについて何かご質問ありますか。

（質問等なし）

会長：続きまして、③大町市の下水道使用料の算定について説明をお願いします。

企画係長：それでは、大町市下水道使用料の算定について、私の方からはまず現在の下水道使用料の体系から説明させていただきます。

資料3をご覧ください。こちらの表では、1カ月税抜きの基本使用料から超過使用料について記載がしてございます。使用料体系につきましては、公共下水道、農業集落排水事業統一料金でございます。1カ月当たり10^mまでが基本使用量、10^mを超えた部分から超過使用料ということになります。使った分だけ料金が上がる、段階的な料金設定となっております。表には一般と公衆浴場がございしますが、一般が料金の主なものとなります。表の下、使用料の計算方法の例として、一般家庭において、2カ月で50^m使用した場合の計算方法が記載してございます。上下水道料金につきましては、基本的に2カ月に一度の請求でございます。2カ月で50^m使用した場合、使用した量を2で割っていただくと、1カ月当たりの使用量になります。この計算例の場合、2カ月で50^mなので、1カ月当たり25^m使用したということになります。使用料体系の表にあてはめると、25^mの内、10^mまでは基本料金の1,550円に含まれます。基本使用料を引いた残りの15^mの内、10^m分が、表の11から20^mまでの超過使用料190円にあてはまり、次に残りの5^m分が、21から30^mにまでの超過使用料200円にあてはまります。使用料分をそれぞれの使用料表にあてはめ、2カ月の請求なので、2倍にして計算すると、基本使用料20^mが1,550円×2カ月で3,100円、超過料金11から20^m分が19

0円×20m³で3,800円、超過料金21から30m³分が、200円×10m³で2,000円、消費税10%の890円を加えた合計額9,790円となり、2カ月で50m³消費した場合の下水道使用料になります。また、当市の場合、10円未満の端数が出た場合は切り捨て計算をさせていただきます。簡単な説明ですが(1)使用料体系につきましては以上でございます。

続きまして、資料3 2ページ上段の(2)は下水道使用料の過去の答申経過でございます。平成8年に大町市下水道事業に関する審議会が発足し、これまで使用料に関する事項につきまして、3年ごとにご審議いただいております。平成8年からご審議いただき、平成11年、平成14・15年、平成18年、平成24年度にそれぞれ使用料の改定をさせていただいております。平成25年4月1日の4.6%の改定以降は、消費税の増税による改定以外は、使用料を据え置いております。

次に、2ページ下段のグラフは、大町市下水道使用料及び水洗化率の推移でございます。1カ月20m³使用した場合の使用料の推移を年度ごとにグラフにしたものですが、下の青い棒グラフが使用料の推移を示しております。赤い線については、当市の水洗化率を折れ線グラフにて示しております。

次に資料3 3ページ(3)は下水道使用料収入等の推移でございます。令和6年度の下水道使用料収入は4億682万円で、前年度に比べ311万円ほど減少しておりますが、令和5年度までは増加傾向にありました。この理由につきましては、駅前的大型宿泊施設の開業や、常盤地区への企業の進出などが要因となりました。下の表につきましては、左側が公共下水道と農業集落排水施設の使用料収入額、右側が有収水量を年度ごとにまとめた表になります。4ページ目につきましては、県内19市及び、大北地域の下水道使用料について比較した表になります。参考にご覧ください。

事務局：続きまして、「審議会資料4 下水道使用料算定について」をご覧ください。

1ページ目をご覧ください。今回の下水道使用料算定には、日本下水道協会が発行している、下水道使用料の基本的考え方を使用しており、こちらには、使用料の算定方法、使用料体系等に対する具体的な考えが示されておりますので、それに則り算定を行いました。

2ページ目をご覧ください。先ほどの考え方に基づく算定作業の流れを記載しております。1.財政計画等の策定・確認、2.使用料算定期間の設定、3.収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認、4.使用料対象経費の算定、5.収支過不足額の確認となっており、6にて令和7年から令和9年度の下水道使用料の方向性を示させていただきます。

3ページ目をご覧ください。算定の流れに入る前に、公共下水道事業と農業集落排水事業の同一使用料体系について説明いたします。当市では、これまで、公共下水道事業と農業集落排水事業は、同一の下水道サービスを提供しているという理由から、公共下水道の使用料と農業集落排水事業の使用料は、平成9年度の当初から同一の使用料体系を使用しております。また、平成18年の3市村の合併時においても、八坂地区の農集排使用料を大町市の使用料体系にするため変更しております。こうした経過を踏まえまして、公共下水道事業と農業集落排水事業の使用料算定は、公共下水道事業を基本とした経費・収入をもとに算定を行い、算定された使用料体系を農業集落排水事業の使用料といたします。

4ページ目をご覧ください。ここからは、先ほどの算定作業の流れに沿ってご説明させ

ていただきます。1.財政計画等の策定・確認ということで、ここでは、使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業となります。下水道事業を実施するに当たって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的なまちづくり計画等を確認し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理する作業となります。まずは、事業計画についてご説明させていただきますので、「審議会資料5 1 ページ目事業計画」をご覧ください。

事務局：資料5の1ページをお願いいたします。事業計画についてということでございまして、ご覧いただきますように令和7年度、今年度から令和16年度までの10年間の公共下水道及び特定環境保全公共下水道に係る年度別の事業計画を載せてございます。この10年間で一番大きな事業は、大町浄水センターの改築工事でございます。

2段目になりますが、水処理施設になります。こちらにつきましては、令和11年度から工事を計画しているものでございます。機械設備、電気設備、また、施設の耐震工事ということで、主に汚水のポンプですとか、それから脱臭設備、沈殿池設備などの更新工事となります。11年以降の工事費の総額といいますか、事業費としましては、16億3,200万円となっております。その下、汚泥処理施設でございます。こちらも同様に機械設備等々の更新工事を計画しているものでございます。来年度から10年度までの3カ年。また、13年度から16年度までの計画で、脱水機設備、脱臭設備等の更新、耐震工事といったもので、10年間の金額でいきますと、10億1,400万円の投資を予定してございます。その他施設等でございますが、こちらにつきましては、管理棟や監視制御設備、また、自家発電設備などの更新等を予定しているものでございます。令和11年から13年度までの間で、監視制御設備、15年度から自家発電設備等々の工事を実施してまいりたいと計画しております。こちらにつきましては、7億5,900万円の事業費を見込んでいるところでございます。

一番上に戻っていただきまして、実施設計等ということでございますが、先ほどの水処理施設や汚泥処理施設等の大町浄水センター更新・改築工事に関する計画ですとか、設計などの業務でして、事業費としまして1億9,500万円と見込んでいるところでございます。大町浄水センターの改築・更新等に係る事業費でございますが、全体で35億9,900万円ほどの多額の金額が必要になる見込みでございます。

その下、管路施設でございます。こちらにつきましては、下水管の関係になりますけれども、平成9年の供用開始から年数が経っているということで、管路についても、老朽化や損傷が考えられる状況でございます。こちらにつきましては、令和5年度から取り組んでおり、今年度も予定している事業でございますが、テレビカメラを用いまして、下水道管渠内の調査を行うことで、管路内の老朽化や損傷状況を把握し、その結果を基に管渠の更生工事を実施していくというもので、令和16年度までの10年間で7億5,900万円の事業費となっております。

続いて、雨水渠排水対策でございます。大町市の中心市街地、本通りに雨水渠というのが、両側歩道に整備されております。昭和30年代に整備がされたものです。過去には大雨により、水が溢れ出て浸水被害が発生するなどあったことから、平成25年度に大町市雨水整備基本計画を策定し、雨水対策に取り組んできているところでございます。老朽化対策ということもありますが、現在、本通りにつきましては、県あるいは市の方で、整

備計画等が進められているところをごさいます、その整備にあわせて、雨水渠の整理の方も行っていきたいということで、計画策定や工事について計画しているものです。事業費としましては4億8千万円を見込んでいますところをごさいます。

その下になります。広域共同事業をごさいます。こちらにつきましては、社青島地区にあります「し尿処理施設クリーンプラント」の関係をごさいます、現在、老朽化も著しく、維持管理費もかなり掛かっている状況で、今後、人口の減少、また、し尿の処理量も減少していくということが見込まれる中で、大町浄水センターの方で受け入れができないということで検討をしてきた経過をごさいます、それに向けまして、今後、受入れについてさらなる計画を進め、受入れには施設の増設等が必要となつてまいります。令和16年度までの建設を計画しており、計画、設計、工事まで合わせて9億1,400万円ほどを見込んでいますところをごさいます。

その下、特定環境保全公共下水道事業に関係するものをごさいます。こちらにつきましては、浄水施設関連としまして、松川浄水苑の改築工事等に関するものをごさいます。現在、松川村の方で、基本計画策定に取り組みられておりまして、今後、改築更新工事の実施を行つてまいります。事業費につきましては、市が負担する金額だけを表示してごさいますけれども、令和16年度までの事業費は、4億5,200万円を見込んでいますところをごさいます。

最後になりますが、公共、特環の共通の事業となりますが、公共樹の新設、あるいは宅地造成等に伴う管渠の新設工事ということで、こちらにつきましては、申請等に基づきまして実施していくものをごさいます、10年間で3億300万円の事業費を見込んでおります。合計欄をごさいます、この10年間に必要となる費用は、総額で65億700万円と見込んでおり、多額の費用が必要な投資になるということでごさいます。簡単ですが、1の事業計画についての説明は以上となります。よろしくお願いたします。

事務局：審議会資料4 4ページに戻ります。財政計画（収支計画）につきましては、後ほどご説明させていただきます。経営戦略につきましては、令和6年度に改定をされており、資料として配布しておりますが、時間の都合上説明は割愛させていただきますので、各自でご確認をお願いいたします。

5ページ目をご覧ください。2. 使用料算定期間の設定になります。財政計画等の計画期間等も踏まえて、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定することとしております。使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当とされており、今回の使用料算定期間につきましては、例年の審議会算定期間にならぬ、令和7年から令和9年の3年間に設定しております。

6ページ目をご覧ください。3. 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認になります。現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積もり、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断することとなっております。こちらでは、収支予測についてご説明させていただきます。「審議会資料5 2ページ 今後10年間の投資・財政計画予測について」をご覧ください。こちらでは、収益的収支の収支予測を示しております。上段に年度を示しており、令和7年から令和16年までの10年間の推計値となっております。また令和5年・6年度の決算値を参考として示しております。今回の使用料算定期間である、令和7年から令和9年につい

ては、赤枠で示しております。推計値の算定は、令和4年から令和6年の過去3年間の実績値を基に推計しております。はじめに上段、青色部分、収益的収入について主なポイントをご説明いたします。営業収益（1）料金収入は、過去8年間の有収水量及び下水道使用料の平均値増減率を用いて算出しております。今後、有収水量の減少が続くとの想定から、下水道使用料も減少していく予測となります。次に、営業外収益（1）補助金（他会計補助金）は、一般会計からの繰入金となっており、毎年総務省から通知される繰出基準に基づいて計算されます。年度ごと金額増減ございますが、令和16年度までは金額が横ばいになる予定であります。収入合計につきましては、令和11年までは減少していきませんが、他会計補助金の増加から、令和12年度からは回復する予測となっております。

次に、下段、緑色部分、収益的支出について、主なポイントをご説明いたします。営業費用（1）職員給与費は、人事院勧告に基づく給与改定の過去11年分の増減率を加味しており、年々増加傾向にあります。（2）経費は、動力費・修繕費・材料費・その他（委託料等）で構成され、物価の影響がある科目には消費者物価指数の増減率を乗じて算出しており、年々増加する傾向にあります。（3）減価償却費は、処理場の建物や下水道管等の資産の価値が減少した分に相当する金額を費用として計上するものですが、先ほど説明を行った事業計画に基づく施設更新分が上乘せされるため、年々増加していく傾向にあります。営業外費用（1）支払利息は、借入をした企業債（借金）の利息支払額となっており、施設更新等に伴い、新たに借入額が増加するため、年々増加傾向にあります。支出合計につきましては、各費用増加することから、合計値も年々増加しております。これら収支の結果に、特別損益を加味した当年度純利益は、下段の赤色の部分となりますが、令和7年度から令和11年度までは減少傾向となっており、他会計補助金増加に伴い令和12年度から一時的に利益が回復しますが、令和16年度には損失が出る予測となっております。

次に3ページをご覧ください。こちらは、10年間の資本的収支（建設改良工事等）の収支予測になります。上段、青色部分、資本的収入については、建設改良工事等の財源となります。工事にあたっては、年度ごと企業債・国庫補助金等の有効な財源を活用しながら、進めていく予定であります。次に、下段、緑色部分、資本的支出については、建設改良工事等の費用となります。1.建設改良費は、事業計画に合わせた建設改良工事費用となっております。処理場施設等の大規模な改良工事など予定していることから、事業費が令和5・6年度と比較すると金額が大きくなっていることが分かります。2.企業債償還金は、借入を行った企業債（借金）の元金償還額となります。今後は年々償還が進み、金額が下がっていく予測となっております。各年度の資本的収支差額につきましては、損益勘定留保資金等の補填財源から補填を行うものとしております。今後10年間の投資・財政計画予測については以上となります。

それでは、審議会資料4 7ページに戻ります。4.使用料対象経費の算定になります。財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業となります。経費の算定にあたっては、総括原価方式による算定を行いました。

8ページをご覧ください。総括原価方式とは、下水道処理の費用（総括原価）と下水道使用料が一致するように料金体系を設定する方法となります。まず、使用料算定期間中にかかる経費（使用料対象経費）を算出いたします。経費算出に当たっては、下の図で示し

ております計算（資本費＋維持管理費－控除項目）にて使用料対象経費の算定をおこないます。資本費には、支払利息・減価償却費・資産減耗費・資産維持費が該当し、資産維持費についての説明は、後ほどさせていただきます。維持管理費には、人件費・施設等維持管理費が該当し、控除項目には、長期前受金戻入・他会計補助金・手数料収入などが該当します。算定期間中の各項目の数値は次ページになります。

9ページをご覧ください。こちらの使用料算定期間中の収支計画は、先ほど審議会資料5でご覧いただいた収益的収支の使用料算定期間部分を抜き出し、分解したものとなっております。表の右にあります、使用料算定期間中の合計値を先ほどの数式に当てはめて算出をしていきますが、雨水処理に係る、収入・支出につきましては、すべて一般会計で負担するものと算定上のルールがありますとことから、それを除いて算出を行います。

10ページをご覧ください。実際の計算に入る前に、こちらでは、算定に係る経費に含まれている資産維持費について説明をいたします。資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の変化、高機能化（耐震化等）により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものとなっております。当市では、平成30年度の下水道審議会から資産維持費分の経費を算定に入れております。算出方法につきましては、ストックマネジメント全体計画（下水道施設全体の老朽化の状況を考慮し、優先順位をつけて施設の点検・調査・修繕・改善を実施する計画）で算出されている更新費用の概算値を用いて、50年間の改築計画を当課にて作成し、下水道使用料算定の基本的考え方で示されている計算式に当てはめ、算出を行いました。

11ページをご覧ください。各処理場及び管渠についての資産維持費を算出しております。細かい計算につきましては省略いたしますが、1.大町浄水センター及び大町、仁科三湖処理区のマンホールポンプの資産維持費として68,848千円、2.松川浄水苑及び常盤処理区のマンホールポンプの資産維持費29,053千円、3.公共及び特環における管渠の資産維持費18,624千円となっております。合計3億49,575千円を、算定期間中の資産維持費として参入いたします。

12ページをご覧ください。9ページでお示した、収支計画の数値を各項目に当てはめ、使用料対象経費を算出しております。資本費21億90,055千円、維持管理費が7億87,148千円、控除項目19億68,062千円となっており、使用料対象経費は10億9,141千円となりましたので、令和7年から令和9年度の3年間で約10億900万円を超える使用料収入が必要との結果となりました。

13ページをご覧ください。5.収支過不足額の確認になります。現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業となります。使用料対象経費は、先ほど算定した金額となります。対して使用料収入につきましては、本資料9ページ「使用料算定期間中の収支計画」にある下水道使用料（令和7年度から令和9年度）の合計額を使用いたします。

14ページをご覧ください。ここでは、使用料対象経費と使用料収入を比較し、天秤で示しておりますが、算定期間内においては、収入が支出を上回っている状況にあります。

15ページをご覧ください。6.令和7年から令和9年度の下水道使用料の方向性です。5収支過不足の確認②のとおり、使用料算定期間内(令和7年から令和9年)において、収

入が対象経費を上回っているが、今後予定している建設改良工事に備え、現行の使用料金については、「据え置き」と考えております。以上、大町市の下水道使用料の算定についての説明を終わります。

会長：ありがとうございました。今後審議会で行っていく全ての事項について、非常にスピーディーに説明していただきました。これからの審議会は、更に細かく説明していただくということでもいいんですかね。

企画係長：今回主にほとんどの説明をさせていただきました。今日ご欠席されている方もおり、また、今日一度に全てを説明しましたので、まだいろいろと整理がつかない部分があるかと思っておりますので、次回の中に持ち越していただいて、その中で、今日ご意見いただいてもいいですし、次回、また、さらにご意見をいただいて、答申に向けて進めていただければと思っております。

会長：下水道に関しては今日で終わりと。

企画係長：説明については終わりですが、審議については次回も含めて進めていただければと思います。

A委員：説明をいただいて聞いたわけですけど、結論はここに出ているから、据え置きなら据え置きでいいと思うんですけど、値上げをしたらいろいろな理由をつけて答申を書かなければいけないと思うんですけど、これはこれでいいと思います。審議日程については、次回が決まっていなくて、この後答申を出す。これは予算の関係もあるから、予算に間に合わせるようにということで年内に答申を出すと思うんですけど。

企画係長：今回については、今の所事務局側としては据え置いてもよいのではないかという形でご説明をさせていただいたんですが、委員さんの中で、この部分をもっと聞きたいとか、もう少しつつこんだ中で将来的な部分とかという話が出れば、資料をご用意してお答えすることもできますし、何もないければ、今回の算定期間の令和7年から9年までの間は据え置きという答申案に向けて作成していくことになります。

A委員：多分そういうことだと思うんだけど、今日半数の人しか来なくて、この資料を送られると思うんですけど、送るなら最後の部分だけ送った方が、私みたいな素人には分かり易いなど。いろいろと考え方を説明してもらいましたが、一般の人が思うのは、今下水道の話になったら、先ほども会長が話したように事故があったとか、計画の中でも調査するのに10年間で3億何千万円もかかりますという話があったけれど、その時にももしも事故があったら、修繕しなければいけない所がたくさんあった時にはそれを鑑みて、10年間でもう3億増えるかもしれない、ということがどこにも書かれていない。それから、水道も下水道も委託してますよね、市役所の中で。それは人件費に含まれるのか、委託料としてかかるのか、説明だけでは分からなかった。委託の場合は、委託料が多分上がっていきますよね。それが加味されているのかどうかとか。10年間でどうなっていくのかどうな

のかとか。そこら辺の所がつっこまれるのかなど。我々が審議会でそこら辺の所をしっかりと審議したのかと言われるのが嫌なので、その辺をしっかりとしておいていただきたいと思います。

会長：私の素人考えですが、大町市の下水道管については比較的新しいような気がしております。陥没したのは50年とか経っている排水管です。その辺は今の所よいのかなというような気がしております。

B委員：収支計画の所なんですけど、令和10年度でポーンと上がっているんですけど、この要因は何でしょう。本来は下がっていくものだと思っていたんですけど。資料5の3ページ。

課長：ご質問にお答えさせていただきます。3ページについては資本的収支についてということで、今後の資産、一般的には4条予算と呼んでいますが、建設改良に伴う費用ということで、先ほどのご説明にもありましたが、1ページにございます、施設に対する改良費用ですとか、工事の費用が増えていく部分です。維持管理を除いた部分の費用がのしていく。1ページを見ていただくと、令和10年度から盛んに工事が増えていきます。一番は水処理施設と書いてございます大町浄水センター、1日7,200トンくらいの処理能力があり、今は1日4,000トンくらいの水を処理していますが、こちらの水を処理するための機械設備であったり、電気設備であったり耐震工事であったりというのが一番のピークを迎えるということで、費用が嵩んでしまうという内容でございます。

B委員：以前事故があった、最終処分場での飲み込みが小さくてパンクしたということがあったんだけど、そういうのは今流れとしてはいいと思うんですけど、今後、建設されたものが、この時期から修繕していかなくてはいけないピークになっていくんだけど、人口は下がってきている。10年後には1万人台になってしまうと。そこでまた支払いをしていく人たちが減っていくと、国の補助が倍くらい必要になってくるから、その辺の収入をどう考えているのか。

課長：議会等を含めてご答弁申し上げている部分がございますが、当然人口減少、施設の老朽化は全国的な課題になっております。先ほどもA委員の方から、窓口業務等の民間委託のお話がありましたが、下水道の処理施設については長野県下水道公社に包括的民間委託という手法を用いまして、私どもが直接人件費をかけて携わるのではなく、委託業務に出して、専門家にしっかりと施設をなるべく安く維持管理をしていただくという手法を取っております。また、窓口については、上下水ともに民間業者に入らせていただいて、専門家に料金徴収や各種手続き、また滞納整理等をしていただいております。先ほどもA委員が言われましたが、人件費をなるべく抑えてそれを委託料に振り替えて、民間のノウハウをしっかりと充実させながら、なるべく維持管理費を下げ人口減少に備えていくと。ただし、施設の老朽化は著しく進んでおりますので、国の制度、補助金や交付金などを受けながらしっかりと長い目で極力安い費用で対応していく手法をとっておる所でございます。

もう1つ付け加えさせていただきます。先ほどのご会長のあいさつにもありましたが、陥没事故のお話であります。埼玉県八潮市で大きな事故がございまして、1名死亡とい

う悲惨な事故が起きました。あの事故を受けまして、全国的に緊急調査を行っております。ただし、あそこで起きた事故というのは、雨水と汚水が一緒になっている合流式という、非常に大きな、4メートルもあるような大きな管渠の破損事故でございます。大町市におきましては、分流式という雨水が入っていない管渠で、雨水は別の施設がございます。この下水道管につきましては、一番小さなもので15センチ、処理場に入ってくるまでの間に、15センチが20センチになり、30センチ、35センチ、50センチ、60センチになり、本通りのJRから下流の方へ行きますと、60から70センチぐらい。人間がほぼ入れるぐらいで最終処分場に入ってきます。司工業の東から西へ横切っていくあそこについては、800という管が入っております。先ほどB委員が言われましたが、平成28年に事故がございまして、長寿命化工事をこの最終処分場で行った所、その仮設パイプが閉塞してしまい、バックウォーターし、農具川の所で吹き上げてしまったという、そういう事故がございました。そういった教訓を受けまして、この下水道管渠につきまして、大きな陥没が起こるかどうかということは、国の調査に基づいて実施した所、あれほど大きな事故、悲惨な事故は起きないであろうという想定をしております。ただし、汚水渠については、まだ建設後20年、30年経っていないような状態でございますが、雨水渠については、先ほど昭和30年ということでご説明申し上げましたが、70年近くも経ってしまっております。これが本通りの両脇にございまして、昨年度の議会でも、議員さんよりご指摘をいただきまして、雨水渠の陥没事故はないのかというご指摘受け、私も、直接目視により現地調査をこの5月に実施させていただき、今の所、著しく大きな事故に該当するような空洞は発見できないということで、これにつきましても、その旨の報告をいたしている所でございます。いずれにしましても、そういった危険なものでございますので、しっかりと市民の安心安全をやりながら進めていくということであります。ちょっとまとまりがない話で申し訳ございません。そんな状況でございます。

会長：皆さんよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

C委員：最後の結論が肩透かしみたいな感じだったんですがね、私としては。委員の問題意識と、課の方の問題意識が全然ずれているということだと思ふんですよね。市の方は淡々と3年間の水道工事を計算式で出して維持でいいですよというような、言ってみれば行政の日程の中でやっている仕事で、そんな説明は我々はある程度求めていないんじゃないかっていうことですよ。我々の問題意識は、今いろんな委員さんが言われたみたいに、本当に大町市の下水道は大丈夫か、安全か、安心かと。人口が減っている中で本当に大丈夫かと、という所の問題意識ですよ。その問題意識があった上で、料金体系でこれでいいか悪いかってことを最後に決めていきたいというのが委員の意識だと思うんですよ。淡々と行政の日程をこなしたものをやるなら、この資料の5分の1ぐらいの資料でOKですってやっちゃえると思うんだけど。我々が求めるものに対する資料ができてないというのが、いつも出させてもらって、去年、一昨年あたりも出させてもらって。委員と課の方の、意識が非常にずれてるので、実質上は審議になってるのかなっていう、いつも心配になるので、この意識のずれを埋めてもらえるように審議を進めていただければありがたい。これは要望です。答えはいいです。

会長：我々も何回も招集されても困る訳で、なるべく短い期間で皆さんに理解していただいて、進めていこうかなという、私はそんな気持ちでおります。今の所、詳しくいろいろ審議しても、一応もう今日答えが出ているような状態で、その答えに対しては皆様方が各種資料を見ていただいて、お分かりのことと思いますので、ある程度のことは、ご容赦をお願いいたしまして、また次回の審議に移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

D委員：自治会ではですね、人口に非常に頭を悩ませているんですよ。人口が減る減るって言うてるんですが、その減るといふものの資料といふものが、水道課の中の資料と、商工労政の資料とか、教育委員会の資料と同じような人員のそういう推移といふもの、指標があって算出している訳なんですか。その辺の所はどういうふうに。

経理係長：今の質問なんですけど、今回は実は合わせておりません。水道課独自の部分で、過去8年間の推移を見ながら、出しているというような形でございます。

D委員：そうすると、我々は集まってしょっちゅういろいろ検討する時も、そういう資料を参考にしなければいけないということですね。だから店舗がね、移住者がどうのこうのといろいろやるんですけど、そういうたたき台の資料ってのは全然無いもんで。みんなゼロからやってくんだけど、ある程度事前にこういうものがあって、大町としてはこうなりますよという人口の資料でもあれば、やりやすいんですけど。去年、うちの自治会でもやったんですけど、もうどんどん減るっていうような結果しか出てこないもんですから。具体的にこう出てくると、移住者を何人探せとかというような話まで進むんですけど。

課長：統計的に出している数字がいくつかございまして、社人研というものですとか人口ビジョンというものですとか、いろいろ調査内容によって若干の開きがあるんですけど、今回私ども過去8年間の有収水量といふもので、よりリアルに推計を取ってるということで、それが独自であるということでございます。

D委員：それは水道の中で、それを掴んでいるということですね。

課長：はい。当然水道料から下水道で算出しております。

D委員：それじゃ、大町全体ではまたそれとは違った数字が出ているかもしれないという。課によっては。

課長：そうですね、今回は下水道という受益者に対する推計をしておりますので若干違うと思います。調査の目的に応じ、いろいろ異なります。

A委員：今後の日程のことなんですけど、今日の資料でいくと11月に答申で、今回やった据え置きという結論を持って答申をすると。もう1個の諮問の、公営簡易水道の統合はその後やっていくという考え方で。前の委員から、合併して15年遅れていると。統合す

る云々という話がどうなっているかというのを確認して欲しいと言われてきているので。これを見ると水道の統合については、第5回を3月にやって、来年度から統合しますっていうのは無いってことですよね。

企画係長：お答えいたします。今の所ですね、今回というか前回の水道審議会、前々回の簡易水道審議会の中で、答申の中で、今後検討していく、行きなさいよっていう答申をいただいております。その中で、今後ですね、この問題については非常に、やはりちょっとウエイトが重く、ちょっと判断もまだ事務局側としてもちょっとどうしていくかっていう、結論というか方向性もちょっと皆さんのご意見を伺いながら、方向性を今後検討していかなければいけないかなということと考えております。その中で、今回の下水道の審議会をまず1つ。答申まで確定した段階で、次の段階として、水道と公営簡易水道と統合と、あと料金格差があるので、その辺をどうしていくかっていう、2つの課題について皆さんにご審議いただいて、検討していただければと思っています。資料についてもちょっとこれからまた作成をしながら、できるだけ分かりやすい資料を作成したいと思っています。おそらくこれでいくと、7年度中だけでは結論が出ないかと思っておりますので、8年度に持ち越して、8年度中には、方向性は決めていきたいと思っています。

A委員：そうすると、この1月とか3月にやるっていう必要性が薄くなる。4月以降、来年度やるよっていったらここで決めちゃって、予算取りや条例改正しなければと思うけど、それが無いのであれば、もっと具体的な資料を出してもらって、こうなるよとかってやつをしっかりと審議した方がいいんじゃないかなと。それが来年度、令和8年度中にやるってことになれば、4月以降代わる人もいますし、新しい人にやってもらった方がいいかなという気もしますんで。この1月と3月は何をやるのかというのがちょっと心配になりました。

B委員：11月の中旬に答申って書いてあるんですが、できたら答申をする案があるじゃないですか。これを先に10月の下旬に提出してもらって、答申をこう出したいんですよ。その答申の内容について皆で協議をして、答えを出していく方がいいと思うんですけど、期日的に短いということでしょうか。答申を出す間が。11月の中旬と下旬で出すようになってますよね。これで出せますかね、答申というものが。市長から諮問を受けた、会長が皆さんの意見をまとめた答申を市長に送るわけですよね。それをもっと早目に出していただいて、こういう所を皆さんに検討していただきたい。先ほど言ったように、市民に分かり易いような内容のものを作っていただいて。先ほどの数字の所は分かりました。市民が見ても一目瞭然とはいかないと思うんですが、その辺を分かり易い文面に変えて出してほしいと他の委員の方の意見がありましたけど、全くそのとおりだと思うんです。細かく何冊もいらないので、答申に対するものを、こういうものだと出していただいて、それを皆で検討していった方が早いんじゃないかなと私は思います。

会長：答申案を出していただいて、それについて一度皆さんで審議する機会はありますよ。それで皆さんがこれでいいということになって、それで答申という形になるので、その辺は大丈夫かと思えます。

B委員：答申目録が何項目もあつたら皆迷うと思う。この時の審議会は何度もやるんだから、1から50まであれば、今日は1から15まで、このことについて協議して欲しい。次はまた答申の問題が出るから残りをやっていくとか、そんなふうにしていった方がいいんじゃないかなと思うんですけど。

課長：項目は2項目のみでございまして、先ほどの日程表の案でございまして、11月中旬に答申案を出して、下旬に答申ではちょっと時間的にタイトなんではないかということでございまして、次回の10月下旬の開催予定の時に、諮問1の下水道・農業集落排水の使用料についてはすでにここで私ども事務局の考え方をお示ししていますので、ある程度答申案を皆様に見ていただいてご審議していただくことも可能でございます。項目2の水道と簡水の統合、水道料につきましては、この答申が終わった後、引き続き来年度にかけてご審議をいただいて、結論が出るかどうか分かりませんが、なるべく早い時期に方向性を示していただく。そして答申案を作るという形にさせていただければと思いますが、よろしければそういたします。

会長：また答申や日程については事務局とすり合わせをしたいと思っております。本日は皆さんこれでよろしいでしょうか。

(発言なし)

8 その他

(1) 次回開催日について

課長：ありがとうございます。8 その他、次回の開催日についてでございます。

事務局案として10月20日(月)を予定しておりますが、ご都合いかがでしょうか。よろしければ、この日程にてご通知申し上げます。その時に先ほどのお話で答申案をお示しするということがよろしいでしょうか。次回第2回目もよろしくお願ひしたいと思います。

(2) その他

課長：その他としまして、事務局から何かありますか。最後に皆さんから、何かあればご発言いただきたいですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(特になし)

9 閉会